

国家承継に関連する無国籍の防止に関する ヨーロッパ評議会条約および説明報告書

丹羽 小畑 小畑 郁
こずえ (共訳)

訳者まえがき

以下は、二〇〇六年五月一九日、ストラスブールにおいて署名のために開放された国家承継に関連する無国籍の防止に関するヨーロッパ評議会条約 (Council of Europe Convention on the Avoidance of statelessness in relation to State succession) および説明報告書 (Explanatory Report) の翻訳である。

紹介は、条約、説明報告書の順で行い、条約については全訳 (ただし末文は省略)、説明報告書については抄訳という形で行う。欠落しているパラグラフは省略したものである。テキストとしては、ヨーロッパ評議会のウェブサイトに掲載されていた英文テキスト (<http://conventions.coe.int/Treaty/EN/Treaties/Hml/>)

200.htm および <http://conventions.coe.int/Treaty/EN/Reports/Hml/200.htm> を使用した (最終確認二〇〇六年三月一四日)。

翻訳は、丹羽が下訳したものを兩名で読み合わせ検討し、完成させたものであり、それについての責任は、兩名が連帯して負うものである。

国家承継に関連する無国籍の防止に関するヨーロッパ評議会条約

署名開放 二〇〇六年五月一九日ヨーロッパ評議会閣僚委員会 (未発効)

前文

ヨーロッパ評議会加盟国その他のこの条約の署名国は、

国籍の分野において無国籍の防止が国際社会の主要な関心事項であることを考慮し、

国家承継が無国籍発生の主たる原因であり続けていることに注意し、

一九九七年一月六日に署名に開放されたヨーロッパ国籍条約 (ETS No.166) (European Convention on Nationality) が、国家承継の場合の国籍に関する一般的な原則のみを含み、具体的な規則は含んでいないことを認識し、

国家承継に関連する無国籍について、他の国際的文書が拘束的性格を有していないか、重要な問題に言及していないことを念頭に置き、

これらの理由により、ヨーロッパ国籍条約の原則を念頭において解釈され、適用されるべき国家承継と無国籍の防止に関する包括的な国際的文書が必要であることを確信し、

国家承継と国籍に関して近年体験した実際の経験を考慮するだけでなく、無国籍の防止と削減に関するヨーロッパ閣僚委員会決議 R (九九) 一八も考慮し、

他の拘束力ある国際的文書、すなわち、国連の無国籍者の地

位に関する条約、無国籍の削減に関する条約、条約についての国家承継に関するウィーン条約、国の財産、公文書および債務についての国家承継に関するウィーン条約を考慮し、

法を通じた民主主義のためのヨーロッパ委員会 (ヴェニス委員会) の国家承継の場合の自然人の国籍に関する宣言だけでなく、二〇〇一年の国連総会決議五五/一五三の付属書に含まれている、国連国際法委員会 (ILC) によって作成された国家承継の場合の自然人の国籍に関する条文草案も考慮し、

国家承継に関連した無国籍の場合に適用される具体的な規則を加えることによって、しかしそれらを害することなく、それらにおいて確立された一般原則の上にこの条約を構築し、

すべての者に国籍に対する権利があることを定め、国籍の恣意的剥奪の禁止と差別の禁止原則を含む法の支配と人権が無国籍を防止する上で尊重されなければならないことを定めるヨーロッパ国籍条約において確立した原則を実施するために、以下の通り協定した。

第一条 (定義) この条約の適用上、

(a) 「国家承継」とは、領域の国際関係についての責任が一国から他国へ移ることをいう。

(b) 「関係国」とは、場合によって先行国か承継国をいう。
(c) 「無国籍」とは、ある者がその国内法の適用により、いずれの国家からも国民とみなされないことをいう。

(d) 「常居所」とは、安定した事実上の居所をいう。

(e) 「当該人」とは、国家承継時に先行国の国籍を有していたが、国家承継の結果無国籍となる者をいう。

第二条（国籍に対する権利） 国家承継時に先行国の国籍を有していたが、国家承継の結果無国籍となるすべての者は、以下の条文に従って、関係国の国籍に対する権利を有する。

第三条（無国籍の防止） 関係国は、国家承継時に先行国の国籍を有していた者が国家承継の結果無国籍となることを防止するため、あらゆる適切な措置をとらなければならない。

第四条（差別の禁止） この条約の適用上、関係国は、いかなる当該人に対しても、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的もしくは社会的出身、少数者への所属、財産、出生、または他の地位等のいかなる理由に基づく差別もしてはならない。

第五条（承継国の責任） 1 承継国は、国家承継時に先行国の国籍を有していたが、国家承継の結果無国籍となる者に、以下の場合には自国の国籍を付与しなければならない。

(a) 承継国の領域となる領域に常居所を有していた場合
(b) いずれの関係国にも常居所を有していなかったが、承継国と適切な結合を有している場合

2 第1項bの適用上、適切な結合とは、とりわけ次の場合の結合を含む。

(a) 承継国の領域となる先行国の領域的単位との法的紐帯がある場合

(b) 承継国の領域となる領域で出生した場合

(c) 承継国の領域となる先行国の領域が最後の常居所であった場合

第六条（先行国の責任） 先行国は、承継国の国籍を取得していない者であつて、先行国の国籍を失わせたならば国家承継の結果無国籍となる国民から、その国籍を失わせてはならない。

第七条（当該人の明示する意思の尊重） 承継国は、承継国の国籍が当該人の明示の意思を反映している場合には、その者その他の関係国との適切な結合によってその者がその国の国籍を取得できることを理由として、第五条1項bの下での国籍付与を拒否してはならない。

第八条（証明に関する規則） 1 国家承継の結果無国籍となる

者について、国籍の付与に必要とされる標準的な証明のための要件を満たすことが合理的でない場合、承継国はそれらの者にかかる要件を満たすことを要求してはならない。

2 承継国は、その国籍を付与する前に、国家承継時に当該領域に常居所を有していた者であって国家承継の結果無国籍となる者に、他の国籍を有していないことの証明を求めてはならない。

第九条（無国籍者による国籍取得の容易化） 関係国は、その領域内に合法的な常居所を有している者であって、第五条および第六条の規定にもかかわらず国家承継の結果無国籍となつた者による国籍の取得を容易にしなければならない。

第一〇条（出生による無国籍の防止） 関係国は、国家承継時に先行国の国籍を有していた親から国家承継後に自国領域内で生まれた子に、その子が関係国の国籍を取得しなければ無国籍となる場合には、出生によりその国籍を付与しなければならない。

第一一条（当該人への情報の提供） 国籍取得に関する規則と手続きについて当該人が十分な情報を手に入れることを確保するため、関係国はあらゆる必要な措置をとらなければならない。

第十二条（手続的保障） この条約の適用上、関係国は国籍に関連する諸手続の枠内において、次のことを確保しなければならない。

- (a) 関連する申請が合理的な期間内に処理されること
- (b) 関連する決定が、書面による理由を含み、その国内法に従って行政不服審査または司法審査に付されうること
- (c) 手数料が合理的なものであって、申請者にとって障害となるものでないこと

第十三条（国際協定による解決） 適切な場合には国際協定によつて、関係締約国は、とりわけ無国籍を防止するという観点から、国籍に関する事項を規律するよう努力しなければならない。

第十四条（国際的協力） 1 関係国は国家承継から無国籍が生じることを防止する適切な手段を講じるため、関連する国内法の運用状況についての情報を提供することを含め、締約国間で協力しなければならない。

2 第1項で述べられたのと同じ目的で、関係締約国は、以下とも協力する。

- (a) ヨーロッパ評議会、国連難民高等弁務官事務所（UNH

CR)

(b) 適切な場合には他の国や他の国際機関

第一五条（条約の適用） 1 この条約は、この条約が発効した後

2 締約国は、この条約に拘束されることへの同意を表明する

時に、またはその後いつでも、ヨーロッパ評議会事務総長に通知することによつて、この条約が発効する前に生じた国家承継にもこの条約を適用することを宣言できる。

3 複数の関係国が同一の国家承継に関して前項にいう宣言をする場合、この条約は、当該宣言をした締約国間で適用する。

第一六条（条約の効果） 1 この条約の規定は、効力を生じているかまたは効力を生ずることになる国内法および拘束力ある国際文書の規定であつて、無国籍防止に関して個人にさらに有利な権利を付与するかまたは付与することになる規定を害するものではない。

2 この条約は次のものに拘束されている締約国間の関係において、それらの適用を害するものではない。

(a) ヨーロッパ国籍条約、とりわけ国家承継と国籍に関する第六章

(b) この条約と両立する限りにおいて、かつ、他の拘束力ある国際文書

第一七条（紛争の解決） この条約の解釈または適用に関する紛争は、第一次的には交渉によつて解決されるものとする。

第一八条（署名および効力発生） 1 この条約は、ヨーロッパ評議会加盟国、およびこの条約の作成に参加したヨーロッパ評議会非加盟国による署名のために開放される。これらの国は、以下の行為によつて、拘束されることへの同意を表明することができる。

(a) 批准、受諾もしくは承認についての留保をしない場合の署名、または

(b) 批准、受諾もしくは承認を条件とする署名であつて批准、受諾または承認を伴うもの

批准書、受諾書または承認書は、ヨーロッパ評議会事務総長に寄託されるものとする。

2 この条約は、ヨーロッパ評議会加盟国のうち三か国が前項の規定に従いこの条約に拘束されることへの同意を表明した日から三か月が経過した日の翌月の最初の日に、条約に拘束されることへの同意を表明したすべての国に効力を生じる。

3 後にこの条約に拘束されることへの同意を表明した国については、署名の日、批准書、受諾書または承認書の寄託の日から三か月が経過した日の翌月の最初の日に、この条約は効

力を生じる。

第一九条(加入) 1 この条約の効力が生じた後に、ヨーロッパ評議会の閣僚委員会は、この条約の作成に参加しなかったヨーロッパ評議会非加盟国に対し、この条約への加入を招請できる。

2 加入国については、ヨーロッパ評議会の事務総長に加入書を寄託した日から三か月が経過した日の翌月の最初の日に、この条約は効力を生じる。

第二〇条(留保) 1 この条約の第七条、第八条2項、第二二条、第一四条2項bの規定に関するものを除くほか、本条約では留保は許容されない。

2 国は前項に従って、署名時または批准書、受諾書、承認書もしくは加入書の寄託時に、留保を表明しなければならぬ。

3 国は第1項に従ってなされた留保の全部または一部の撤回を宣言することができる。この宣言は、ヨーロッパ評議会事務総長宛の通告により行い、その受領の日から効力を生ずる。

第二一条(廃棄) 1 締約国は、ヨーロッパ評議会事務総長への通告により、いつでもこの条約を廃棄することができる。

2 かかる廃棄は、事務総長による通告書受領の日から三か月が経過した日の翌月の最初の日に、効力を生じる。

第二二条(事務総長による通告) ヨーロッパ評議会事務総長は、ヨーロッパ評議会構成国、署名国、当事国およびこの条約に加入したその他の国に対し以下の事項を通告しなければならない。

(a) 署名

(b) 批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託

(c) この条約の第一八条、第一九条に従いこの条約が効力を生じた日

(d) この条約の第二〇条の規定に従い付された留保および留保の撤回

(e) この条約の第一五条、第二一条の規定に従いなされた通告または宣言

(f) この条約に関するその他のあらゆる行為、通告または通知

国家承継に関連する無国籍の防止に関するヨーロッパ評議会条約についての説明報告書（抄）

序

1 無国籍の防止は、国際社会の主要な優先課題の一つである。慣習国際法に従って、国家は国民の決定の際に無国籍を防止する義務を負う。この義務の実施に関する規則は一九六一年の国連の無国籍の削減に関する条約に含まれている。

2 無国籍の防止は個人の国籍に対する権利と密接に結びついている（原注1）。それは、国籍に対する権利の未実現が無国籍を引き起こすからである。ヨーロッパ国籍条約は第四条において、これらの国際法上の一般原則の両者について述べている。

3 経験上、とりわけ国家承継に関連して多くの人々が他の国籍を取得することなく自身の国籍を喪失する危険にさらされ、結果として無国籍となっている。「国家承継と国籍」に関するヨーロッパ国籍条約第六章は、国家承継時に国家によって尊重されるべきいくつかの国籍に関する一般原則を含んでいる。

4 国家承継の文脈において、無国籍を防止するために、もし

くは少なくともできるだけ削減するために、国家によって適用されるべき、より詳細な規則を發展させることによって、本条約はヨーロッパ国籍条約第六章の上に構築されている。言うまでもなく、条約法に関するウィーン条約第三四条に従って、本条約は締約国にのみ法的義務を創設する。

5 本条約は、国家承継の文脈においてとりわけ関連するヨーロッパ国籍条約に含まれる主たる原則を想起させるものであるが、ヨーロッパ国籍条約と本条約との密接な関係（条約前文を見よ）にもかかわらず、本条約は、国家承継の結果の無国籍防止にその範囲が限られていることをここで強調しておく。そのため、本条約はこの文脈において国籍を付与するために国家が適用すべき基準を設定することを意図していない——その基準はむしろヨーロッパ国籍条約第六章、とりわけ第一条において見られる。したがって、本条約に定められた原則と規則は、ヨーロッパ国籍条約から生じる権利義務に影響するものではない。

第一条（定義）

6 本条約は、「国家承継」という用語に、一九七八年の条約についての国家承継に関するウィーン条約、一九八三年の国の

財産、公文書および債務についての国家承継に関するウィーン条約、国家承継の場合の自然人の国籍に関する一九九九年に国連国際法委員会により準備された条文草案（ILC条文草案）といった国際文書におけるものと同じ意味を与えている。これらの文書は、国際法、とりわけ国連憲章に具現した国際法の諸原則に従って生じる国家承継の結果にのみ、これらの文書が適用されることを規定している。

7 「国家承継」は、一国から他国への領域移転、国家の統合、国家の解体、領域の分離など、様々な出来事の結果として生じる。この語は、領域の国際関係についての責任が一国から他国へ移るあらゆる形態を表現するために使われている。しかし、国家は、この与えられた定義に基づいて国家承継と認めない事態に対しても、類推によって、本条約の規定を自由に適用することができる。

8 「関係国」は先行国と承継国を含む。「先行国」とは国家承継の結果他国に引き継がれた国をいい、「承継国」とは国家承継の結果他国を引き継いだ国をいう。これらの定義は、上述の二つのウィーン条約に由来し、ILC条文草案によって繰り返されている。「関係国」には、一の先行国と一の承継国がある場合や、それぞれが二以上ある場合を含む。しかし、

必ずしもそれらが一またはそれ以上である必要はない。一の先行国または複数の先行国が国家承継の後に消滅している場合には、この語は一またはそれ以上の承継国にのみ適用される。

9 「無国籍」の定義は一九五四年の国連の無国籍者の地位に関する条約第一条で与えられた「無国籍者」の定義に基づいているが、「法」とは「国内法」を意味することが追加されるという若干の修正がされた。「国内法」とは、ヨーロッパ国籍条約第二条dで特定されているように、国内法体系のあらゆる型の規定をいう。一九六一年の国連の無国籍の削減に関する条約の最終議定書は、実効的な国籍取得を可能にするために「事実上の無国籍」もできるだけ「法律上の無国籍」として取り扱うべきだと勧告しているが、この定義は、関係国の拘束的な法的義務としては、「法律上の無国籍者」に限られる。国家承継の結果生じる無国籍状況だけが本条約の適用に関連する。本条約は、国家承継時にすでに無国籍であった者、国家承継の後に無国籍となるが、国家承継の結果としてではない者を含まない。

10 「常居所」の語は、帰化の目的のために「住所 (domicile)」と「居所 (residence)」の法的概念を標準化させることについて

て、国際私法に関するハーグ諸条約、ヨーロッパ評議会決議（七二）一で用いられているように、国際的に標準化された概念に基づいている。この語は事実上の状況を指すもので、法的もしくは形式的な性格づけをいうものではない。

11 「当該人」の定義は、I L C 条文草案において与えられた定義に基づいており、承継国の国籍を取得せず、先行国の国籍を喪失することにより、国家承継の結果無国籍となるすべての者を含んでいる。

第二条（国籍に対する権利）

12 国籍に対する権利は世界人権宣言第一五条で承認された基本的人権である。この権利はヨーロッパ国籍条約の基本原則の一つである。先行国の国籍を有していた者が、国家承継によって突然国籍のない状態で取り残されるいわれはない。したがって、それらの者は法の支配の原則と人権の規則、すなわち、ヨーロッパ国籍条約と国家承継と国籍に関連するその第六章に含まれている原則によって保護されるべきである。

第三条（無国籍の防止）

13 本条は、関係国が国家承継から生じる無国籍を防止するた

め、あらゆる必要な行動を取らなければならないという一般原則を含む。適用されるべき措置には、無国籍防止に関する条約の作成や、国内法におけるこの原則の適用が含まれる。その他の措置も考えられる。手数料の支払い、他の行政的または司法的手続の適用など、国内法に含まれる規則の実施に必要な要式は、国家承継の結果無国籍となる者による国籍取得を妨げるようなものであってはならない。

14 国際法上の一般原則として、国籍の喪失について国籍法によって定められている場合にはいつでも、詐欺などの限定的な例外を除き、国籍の喪失は当該人が喪失によって無国籍とならないよう規定しなければならない。この義務は国家承継の場合にはとりわけ明白である。

15 第三条にいう原則は、他のより特定の義務の基礎となっていて一般的枠組みを示している。無国籍の撤廃は、とりわけ国際協定や国際協力による解決や関係国が協力して行動し、本条約に含まれる一連の原則や規則を適用することで達成される結果である（47パラグラフから53パラグラフを見よ）。

16 国家は、希望する場合には、事実上の無国籍者にも本条約の諸規定を適用することができる。これは、法的義務ではない

く、可能であることをいう。国家承継は、一の関係国の国籍を有しているが、その国からの保護を受けることができない事実上の無国籍状況をしばしば生じさせる。

第四条（差別の禁止）

17 この差別禁止原則は、ヨーロッパ人権条約第一四条とその第一二議定書に基づいたもので、国家承継に関連した無国籍の防止に重要な役割を果たしている。

第五条（承継国の責任）

第一項

18 承継国の責任は、次の二つの者のグループに関係する。

(a) 国家承継時に承継国の領域に常居所を有していた者

(b) 承継国と適切な結合を有する者

承継国の責任は、国家承継の結果無国籍となる先行国の元国民に限られる。そのため、先行国ですでに無国籍であった者は対象としない。それらの者の国籍に対する権利は、むしろヨーロッパ国籍条約第六条4項gに含まれる。

19 本条約は、国家が国籍を付与する具体的な方法を定めていないことに留意しなければならない。それは、それが各国の

国内法の領域に属するからである。したがって、当該人の任意の行為による国籍付与であるか、自動的な——法律上当然の——国籍付与であるかは各国が決定できる。

a号

20 承継国は、国家承継時に当該領域に居住していた者に「常居所」基準を適用しなければならない。この原則は、国籍の問題において当該領域の住民は領域の主権変更に従うという国際法上の一応の推定を反映している。この義務は、新しく成立した承継国には住民が必要であるという事実の論理的な帰結でもある。

21 この「常居所」基準は、国家承継のさまざまな場面で適用される。第一に、一国から他国への領域移転の場合と、先行国領域の一または複数の領域が一または複数の新国家にまたは新国家から分離する場合である。これらの場合、承継国は先行国の国民であって承継国に常居所を有している者にその国籍を付与しなければならない。第二に、先行国が存在しなくなる国家の解体の場合と、二またはそれ以上の国家が結合し一の承継国となっている国家統合の場合にも関連する。承継国は、国家承継時にその領域に常居所を有しており、先行国の解体や統合の結果国籍を喪失した者にその国籍を付与し

なければならぬ。

b号

22 承継国が国籍を付与しなければならぬ義務を負う第二のグループは、国家承継時に当該領域に常居所を有していなかった者である。承継国の領域に居住しているが「常居所」基準を満たしていないと考えられる者や、承継時に先行国の領域外に居住していつどの関係国の領域にも常居所を有していなかった者がこれにあたる。個人と承継国をつなぐ適切な結合がある場合、承継国はそれらの者にも国籍を付与しなければならぬ。

23 この規定は、先行国が存在しなくなり、先行国の国籍を有していた者が国家承継時に自動的にその国籍を喪失し無国籍となっている場合にとりわけ関連する。また、先行国が存在し続けているが、本条約の締約国ではなく、その国籍を失わせる場合にも関連する。

第2項

24 適切な結合の三つの例は、第2項に挙げられている。これらは多くの場面で適用される。しかし、このリストは網羅的なものではなく、国家はリストを拡大することができる。以前に長期間居住していた場合、本条に含まれている者との血

統——— 世代またはそれ以上の血統——— がある場合、本条に含まれている者と婚姻する場合などの他の要素も国家は考慮することができる（ヨーロッパ国籍条約第一八条2項dの当該人の「出身地域」を見よ）。

25 第五条2項aで挙げられている例は、先行国の国内法に基づき先行国の構成単位と当該人との間で法的紐帯が存在していた場合にのみ関連する。そのような場合には、たとえば、連邦国家においては「内の市民権」が問題となる。「法的紐帯」は先行国の特定の領域——— 州など——— と当該人との間の他の種類の法的結合も含む。

第六条（先行国の責任）

26 先行国の責任は承継国の国籍を取得していない者に関してのみ生じる。その場合に先行国は、国家承継の結果無国籍となる危険にさらされている者からその国籍を失わせてはならない義務を負う。

27 本条は、国籍の取得が当該人の任意の行為——— 帰化——— によるか、国家による自動的な付与——— 法律上当然の付与——— によるかで区別していない。その者が承継国の国籍を取得していないという単純な事実が先行国の責任を生じさせる。

28 国家承継の結果の無国籍を防止するため、先行国は他国の国籍を取得していない者から自国の国籍を失わせてはならないという規則は、ヨーロッパ国籍条約第七条3項に対応する。しかし、承継国の国籍であれ第三国の国籍であれ、その者が他の国籍をひとたび取得するなら、国際法上の義務に適合しさえすれば、先行国が自国の国籍を失わせるのは自由である。

29 本条は、領域の移転や分離など、国家承継後に先行国が存在している場合にのみ適用される。先行国が消滅している場合や、先行国が本条約の締約国でない場合には、承継国の責任に関する第五条だけが適用される。

第七条（当該人の明示する意思の尊重）

30 本条は、二以上の承継国と適切な結合を有している者——第五条1項b——の場合にのみ適用される。この場合において、ある者が、適切な結合を有している承継国の一つの国籍を取得する意思を表示した場合、当該国は、その者が他の承継国の国籍を取得することができることを理由としてその者に自国の国籍を与えることを拒否してはならない。本条は、家族の構成員が複数の承継国とさまざまに適切な結合を有し

ていて、当該人の明示の意思を尊重することで家族の結合を保つことができる場合にとりわけ関連する。

31 特定の国家の国籍を取得したいという意思は、通常国籍取得申請をすることで表示される。未成年の児童や、法的行為能力を欠く者は、法定代理人を通じて意思の表示を行う。意思能力が十分な年齢であれば、一九八九年の国連の児童の権利に関する条約に定められている児童の最善の利益原則に従って、児童の自由意思を考慮しなければならない。

第八条（証明に関する規則）

第1項

32 本条は、国家承継の生じた特定の状況に応じて、国籍の取得に要求される標準的な証明のための要件を満たすことが不可能であるか、困難である者を考慮した規定である。

33 戸籍の記録が失われている場合には、自身の血統に関する十分な文書による証明が不可能であるだろうし、居所が登録されていない場合にも居所を文書によって証明することはできないだろう。この規定は、たとえば、証明を要求することが客観的には可能であるかもしれないが、それらの者に生命や健康を危険にさらすような行動を要求することが合理的で

ない場合を含む。

34 要件を満たす証明をすることが困難である場合とは、必ずしも国家承継の出来事と直接関連している必要はない。そのような場合とは、国家承継前後に生じた出来事の結果、たとえば、先行国の登録システムが破壊されている場合や、住民の一定のグループに重要な文書が発給されていない場合である。

35 上記の場合には、承継国の国籍取得のための要件が満たされているという、証明の高度の蓋然性があることや、独立の証人による証言があることで十分である。

第2項

36 この規定は、先行国が消滅し、その国籍を有していたすべての者が、国が消滅した当然の結果としてその国籍を喪失している場合にのみ関連する。承継国が重国籍を防止したり削減する政策をとる場合、当該人に他の国籍を取得していないことや無国籍であることの証明を要求するだろう。しかし他国の協力を必要とする点でそれらを証明することが不可能な場合がある。これは、とりわけ無国籍の難民の場合にあてはまる。国家承継の結果無国籍となる危険がある者に、承継国はその国籍付与にあたって他の国籍を取得していないことや

無国籍であることの証明を求めてはならない。この規則は、無国籍防止が国際社会の主たる関心事項であるのに対して、重国籍の容認・不容認はあくまで個別国家の関心事項であるという優越的な見解に基づいている。

37 第八条は、重国籍の場合を削減しようとする国家が、他国と協力することや国籍の取得・喪失についての情報を交換することを妨げるものではない（第一四条を見よ）。一九三〇年の国籍法の抵触についてのある種の問題に関するハーグ条約は他の国籍を承認しない規定を有しており、ヨーロッパ国籍条約第七条1項aは他の国籍の任意取得による国籍喪失を認めているが、これらの規定は重国籍をなくす手段として有効である。最後に、国家は、個人に、他の国籍を取得していないことの書面による宣言を求めることができることを付け加える。後にその宣言が虚偽のものであると判明した場合に、関係国はその国籍付与を取り消すことができる。

第九条（無国籍者による国籍取得の容易化）

38 本条は、先行国が本条約の締約国でなかった場合や、先行国の消滅によってすべての先行国国民が無国籍になった場合という、第五条および第六条の適用後に残された隙間を埋め

ることを意図したものである。これらの者が後に承継国の国籍取得条件を満たすことができなければ、無国籍のままとなる。そのような場合には、承継国が、その領域内に合法的な常居所を有している無国籍者による国籍取得に、より優遇的な条件を設けることが重要である。しかし、本条は、そのような無国籍者に国籍を付与するかどうかを決定する国家的裁量的権能に影響を及ぼすものではない。

39 本条は、たとえば、先行国の消滅時期について承継国間で見解が異なることにより、すべての承継国にとって国家承継時が同じでない場合の国家解体の状況も考慮している。承継国は国家承継と異なる時点、たとえば、他の特定の出来事——本条約の採択日や国籍法の発効日など——の時点での当該領域への居住を、国籍取得のための決定期日として考えることもできる。

40 国家承継は、一定の時間の経過を有する過程であることがしばしばある。この期間の間に、ある国家の国籍取得のための決定期日前の国家から居所を移転し、別の国家の国籍取得のための決定期日後に当該後者の国家に居所を移した場合、第一五条 a の要件を満たさず、無国籍のままとなる危険がある。

41 しかし、本条は国家承継時が特定の日に定まっている場合に典型的に起こる、純粹に自己の利益を追求するためにされた居所の移転の場合には適用されない。ノッテホーム事件（原注²）は、国家と個人の真正な結合関係がないので、かかる利益追求的居所の移転は国籍法の濫用とみなされることを示している。

第一〇条（出生による無国籍の防止）

42 一九八九年の国連の児童の権利に関する条約は、第七条 1 項において児童が出生後直ちに登録されること、とりわけ国籍を取得する権利を有することを定め、2 項はとりわけ児童が無国籍となる場合に、これらの権利の実施を確保する義務を国家に課している。これらの規定に照らし、本条約は子が国家承継の結果無国籍となることを防ぐため、特別の注意を払っている。したがって、親が国家承継時に先行国の国民であつて無国籍となる危険がある場合には、生地主義に基づき、子は出生によつて承継国の国籍を取得する。この場合、子の承継国の国籍取得は、親が承継国国籍を取得するかどうかによらない。この条の目的は、親が無国籍であることで子が無国籍となることを防ぐことにある。

43 実際には、子が出生により直ちに国籍を付与されることが常に可能であるわけではないだろう。しかし、本条は、子が本条の条件を満たす場合には、出生によって法律上当然に国籍を取得する権利があるという原則を述べているのである。

第一条(当該人への情報の提供)

44 当該人が、国籍取得に関する規則と手続について適時に情報を手に入れることを確保するため、関係国はあらゆる必要な措置をとらなければならない。官報による法律の通常の公布だけでは十分ではない。国家は、通常、メディアやインターネットなどを使って、必要であれば非政府組織の支援も受けて、すべての者が情報を手に入れることができるよう、それ以外の措置をとる義務を負う。しかし、開かれていて透明である限り、情報を知らせるためにどの措置がもつとも適切であるかを決定するのは国家である。個人は、とりわけどこで国籍取得の申請ができるか、どの機関がさらに情報を提示してくれるかについての情報を提供されなければならない。

45 第一〇条に照らし、出生登録がないことは未登録の児童——無国籍を含む——にとりわけ重大な影響を与えるので、国家は、出生により登録されるといふ領域内で出生したすべ

ての児童の権利についての十分な情報を提供しなければならない(一九八九年の国連の児童の権利に関する条約を見よ)。

第二条(手続的保障)

46 本条約のいくつかの締約国が、ヨーロッパ国籍条約に拘束されないかもしれないことを考慮し、第一条は、ヨーロッパ国籍条約の第四章「国籍に関する手続」の内容を繰り返す。したがって、関連するヨーロッパ国籍条約の説明報告書の83パラグラフから93パラグラフを本条約の第一条にも適用する。

第三条(国際協定による解決)

47 本条は、国家承継の結果の無国籍を防止するため、国家間での合意によって国籍に関する問題を解決することが好ましいとするものである。

48 本条約の目的は、国家承継の結果の無国籍の防止に限定されているので、本条約は、国家とのより優越的で実効的な結合に基づきどの国籍が最もその者にふさわしいかという問題に關係するものではない。従って、関係国は、国籍の問題に

ついて二か国間協定によってより適切な解決についての合意をすることができる。

第一五条（条約の適用）

第1項

56 国際法の一般規則に従って、本条約は条約発効後の国家承継にのみ適用される。

第2項

57 しかし、締約国は、望む場合には条約発効前の国家承継にも本条約を適用することができる。条約法に関するウィーン条約に従ってこの趣旨の宣言をすればその宣言は当該国家に対して本条約の遡及的適用をする一方的な義務を生じさせない。国家は、どの国家承継に本条約を遡及的に適用するかどうかを決める必要がある。条約の遡及的適用可能性は、とりわけ国家承継時に本条約の締約国でなかった国家に関連する。たとえば、複数の国家が一の国となる場合や、一の国家が一またはそれ以上の国家を吸収する国家統合の場合にこうしたことが生じる。

第3項

58 同一の国家承継によって影響を受けた二またはそれ以上の

国家が、本条約の遡及適用に関する宣言をする場合、それらの国家間で相互的な効力が生じる。その状況は、先行国が存在している場合もしくは消滅している場合に、一国が一または複数の承継国に分離・分裂する場合に典型的に生じる。二またはそれ以上の国家に相互的な効力が生じるには、すべての国家が関係する特定の国家承継に宣言が関連していなければならない。したがって条約の遡及適用の範囲は、この宣言をする国家が増えるにつれて拡大していき、やがて特定の国家承継の場合に影響を受けた領域すべてに適用されることとなるだろう。

第一六条（条約の効果）

59 第1項は、無国籍防止のために、個人に追加的な保護を与える国内法と拘束力ある国際的文書の規定の適用を害しないこととするものである。つまり、かかる保護を制限するようには解してはならない。「さらに有利な権利」とは、たとえば、国籍の取得に関する締約国の規則によって本条約の規定よりもさらに有利な地位に個人を置くことを可能にするものである。

60 第2項は、本条約が、国家承継と国籍に関するヨーロッパ

国籍条約の第六章に対して、これらの文書の当事国の間において、置き換わるものではないことを示している。国家は、本条約とヨーロッパ国籍条約のどちらかを選択することができるが、実際には両方の条約の締約国となることが奨励される。

第一七条（紛争の解決）

61 この条約の規定の解釈と解釈に関する紛争について、締約国は、まず交渉を通じて紛争と問題の解決を試みなければならない。この説明報告書は、この条約の解釈と適用の助けとなるものである。

第一八条（署名及び効力発生）

63 本条約の作成に参加したヨーロッパ評議会非加盟国とは、ベラルーシ、カナダ、教皇庁、日本、キルギスタンである。

第二〇条（留保）

65 留保は、一部の例外を除き、本条約では認められない。留保が許容されるのは、第七条、第八条2項、第十二条、第一四条2項bである。

66 本条約の趣旨は、国家承継時に先行国の国籍を有していたが、国家承継の結果無国籍となる危険のある者による国籍の取得と保持に関して、国家承継の際に関係国が尊重すべき規則と原則を確立することである。本条約の目的は、国家承継によって生じる無国籍を撤廃すること、もしくは少なくともできるだけ削減することである。更なる指針は条約前文においても述べられている。

67 留保は一般的に望ましくないため、留保を希望する国は、状況が許す場合にはできるだけ早く留保の全部または一部の撤回を考えるべきである。留保を付した国は、ヨーロッパ評議会事務総長に関連する国内法の内容やその他の関連情報を通告することが招請される。

〔以下、略〕

（原注1）本条約の適用上、国籍（nationality）と市民権（citizenship）は同義であるとみなされなければならない。
（原注2） Notebohm case, ICJ Reports, 1995, p. 23.